

**令和 7 年度補正予算  
福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金**

**申請の手引き**

**2026年4月**

福岡県 脱炭素社会推進課 地域脱炭素推進係

## 福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金を申請される皆様へ

福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金(以下、「本補助金」という。)は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施します。

本補助金は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められます。

このため、本県としましては、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金の交付申請を検討されている皆様におかれましては、以下の点につきまして、十分にご認識いただいた上で、申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1. 本補助金に関連する全ての提出書類において、いかなる理由があっても虚偽の記載を行ってはなりません。
2. 本補助金を受給できるのは、次の事業者となります。
  - ・ 福岡県内に事業所を有し、事業活動を行っている中小企業者等であること
  - ・ 直近の決算において、債務超過ではないこと
  - ・ 県税その他の租税を滞納していないこと
  - ・ エコ事業所に登録していること
  - ・ 「福岡県脱炭素経営はじめての一步。応援プログラム(福岡県中小企業脱炭素経営推進事業)」において「温室効果ガス排出量の削減目標を設定済み」であるか、又は「SBT認定を取得済み」であること
  - ・ 詳細については、7 ページⅡ事業の概要Ⅱ-2 補助金の交付対象者を参照のこと
3. 以下の場合は、本補助金の対象外となります(補助金の返還を請求する場合があります)。
  - ・ 本補助金の交付決定前に、工事に着手した場合
  - ・ 国、福岡県(本補助金を除く。)及び他の地方公共団体から補助金が交付される場合
4. 次の施設は、補助金の交付対象外となります。
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う施設
  - ・ 宗教的活動又は政治的活動を行うことを設置目的とする施設
  - ・ その他公的資金の交付先として社会通念上不適切であると認められる活動を行う施設
5. 本補助金で取得し、又は効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)を法定耐用年数の期間内に処分(本補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。)しようとする場合は、事前にその処分内容について承認を得る必要があります。その際、補助金の返還が生じる場合があります。

福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金交付要綱及び本手引きに記載された補助金の申請から受給にかかる手続き、必要書類等、及び事業終了後の責務等について、十分ご確認いただいた上で、本補助金の申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

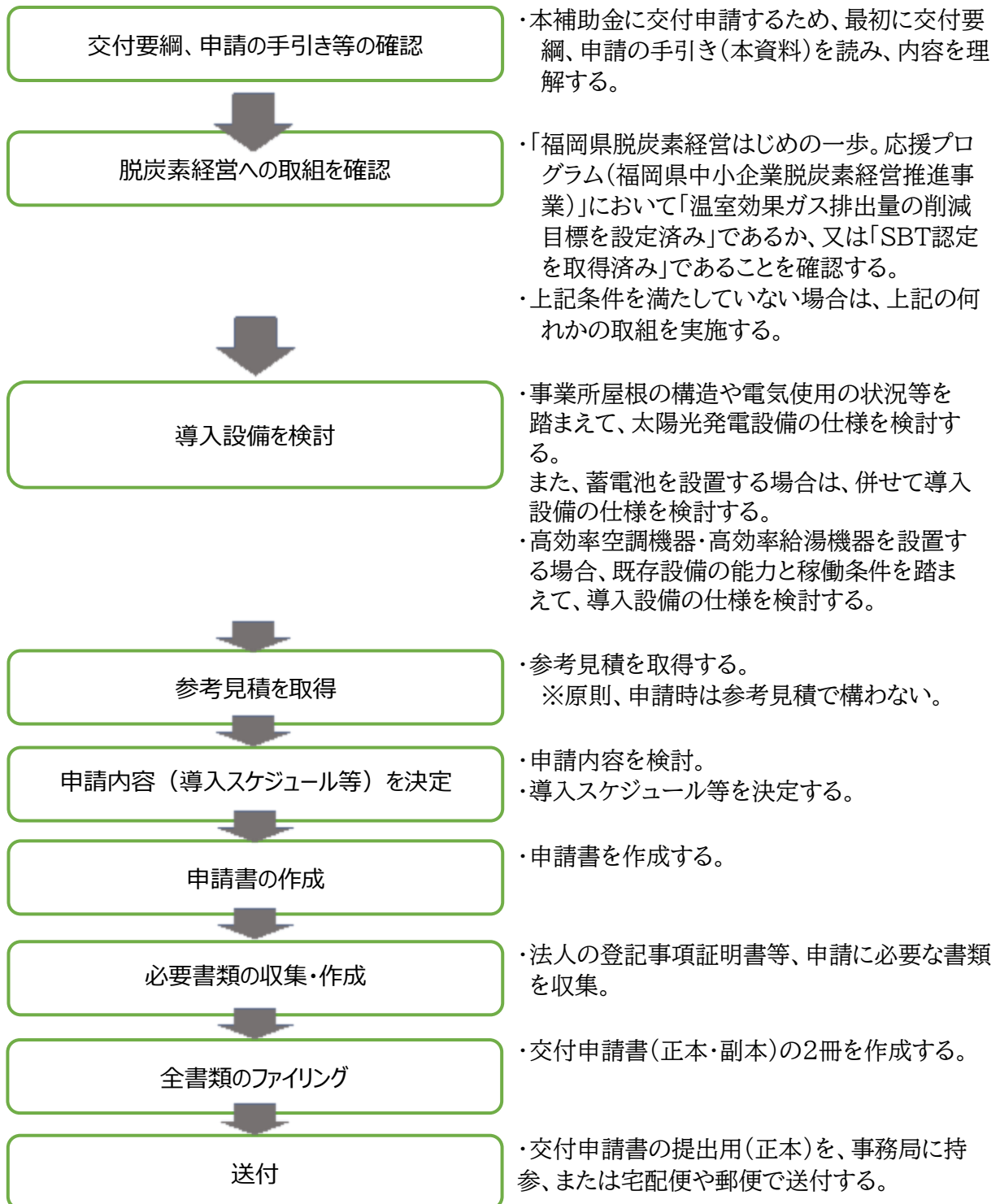
## — 目 次 —

I 全体の流れ	
I-1 交付申請の流れ	4
I-2 補助事業の手続きの流れ	5
I-3 補助申請期間	6
II 事業の概要	
II-1 目的	7
II-2 補助金の交付対象者	7
II-3 補助対象事業等	9
III 交付申請書類	
III-1 提出書類	13
III-2 交付申請の取り下げ	14
III-3 交付決定	14
III-4 事業実施期間	14
IV 事業計画の変更	
IV-1 事業計画の変更手続き	15
IV-2 提出書類	15
V 事業計画の中止・廃止	
V-1 事業計画の中止又は廃止手続き	16
V-2 提出書類	16
VI 実績報告等	
VI-1 実績報告	17
VI-2 提出書類	17
VI-3 補助金の額の確定	18
VI-4 補助金の請求	18
VI-5 補助事業の経理	18
VI-6 設備導入効果の情報発信及び県事業への協力等	18
VI-7 財産の管理等	18
VI-8 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還	18
参考1. 交付申請書類の記載例	19
参考2. 事業計画変更(中止・廃止)承認申請書の記載例	35
参考3. 実績報告書の記載例	37

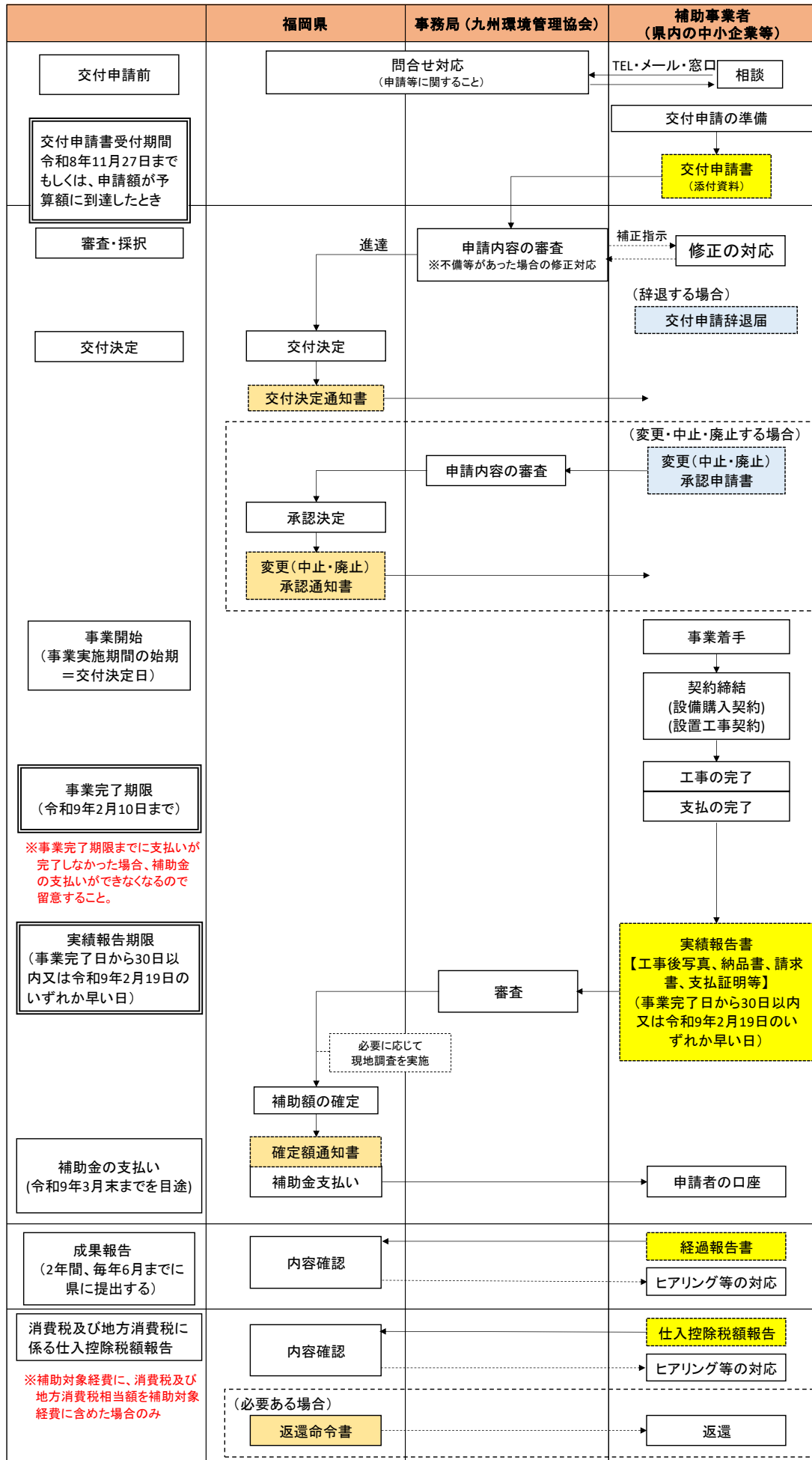
# I 全体の流れ

## I-1 交付申請の流れ

交付申請の流れを以下に示します。



I-2 補助事業の手続きの流れ



### I-3 補助申請期間

本補助金の交付申請書の受付期間は、次のとおりです。

**受付期間 令和8（2026）年4月15日（水曜日）から11月27日（金曜日）まで**

※上記の受付期間内であっても、申請額が予算額に到達したときは、公募受付を終了することがあります。

#### <申請書の受理について>

事務局に到達した申請書類は、必要書類が添付されていることを確認した段階で受理します。

申請書類に添付されていない資料がある場合は、受理しません。

この場合には、事務局から書類の追加提出等について連絡いたしますので、速やかに訂正・補充するための書類を準備し提出いただきますようお願いいたします。

#### <申請書の内容確認について>

申請書類の受理後、内容確認を行い、申請書類の記載内容に不備がない場合には、補助金の交付決定を行います。

申請書類に不備がある場合は、事務局又は県から申請書類の補正等について連絡いたしますので、速やかに補正をお願いいたします。

## II 事業の概要

### II-1 目的

福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業(以下「本事業」という。)は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、県内中小企業者等による再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備及び蓄電池の導入を支援することにより、県内中小企業者等のエネルギーコストの削減及び脱炭素化(温室効果ガス排出量の削減)を推進することを目的とする。

### II-2 補助金の交付対象者

本補助金の交付対象者は、以下の全ての条件を満たす中小企業者等です。

- ① 県内事業者であり、中小企業者等であること
  - ※ 中小企業者のほか、青色申告を行っている個人事業者が交付対象者となります。
  - ※ 大企業、国、地方公共団体、独立行政法人、並びに国及び地方公共団体からの出資又は費用負担の比率が50%を超える者は、交付対象者に含みません。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
  - ※ 地方公共団体の一般競争入札に参加できない者及び参加を制限されている者が、交付対象者に含みません。
- ③ 債務超過でないこと
  - ※ 申請時直近の決算で債務超過の状態にないこと。
- ④ 県税等の滞納がないこと
  - ※ 県税やその他の租税を滞納していないこと。
- ⑤ 法令等に抵触しないこと
  - ※ 法令等に違反するなど、補助金の交付対象として不相当と認められる事業者ではないこと。
- ⑥ 脱炭素経営の取組
  - ※ 次のいずれかの条件を満たしていること
    - ・ 県事業(福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラム)において、温室効果ガス排出量の削減目標を設定済みであること
    - ・ SBT認定(中小企業版を含む)を取得済みであること。
- ⑦ 県内事業所
  - ※ 補助金で導入する設備を設置する事業所が、県内事業所であること。
- ⑧ 事業活動の継続性
  - ※ 補助金で導入する設備を設置する事業所において、継続的に事業活動を行っていること。
- ⑨ エコ事業所登録
  - ※ 補助金交付申請時に、エコ事業所に登録されていること。
- ⑩ 他補助金との重複受給の禁止
  - ※ 導入する設備に関して、国、福岡県及びその他の地方公共団体からいかなる補助金も受けていないこと。
- ⑪ 公表への同意
  - ※ 補助事業者の名称、所在地、事業内容等が公表されることに同意すること。
- ⑫ その他、知事が必要と認める要件を満たすこと。

① 中小企業者等

「中小企業者等」については、以下のとおりです。

<A. 中小企業者等> (補助対象)

福岡県内に事業所を置く法人及び県内を住所地、居所地又は事業場等の所在地とする納税地において青色申告を行っている個人事業者をいう。ただし、下記の場合を除く。

- ・ 大企業、国、地方公共団体、独立行政法人
- ・ 国または地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超えるもの

【参考】中小企業支援法第2条第1項第1号から第2号の3までに掲げる業種と該当要件

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 医療法人・学校法人・社会福祉法人・NPO 法人等は「①その他」の「従業員数(300人以下)」に該当しているかで判断すること

※ 業種の区分は、中小企業庁ホームページを参照のこと。

([https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_14.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf))

<B. 大企業> (補助対象外)

中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営むものをいう。

⑥ 脱炭素経営の取組

本補助金は、脱炭素経営に取り組む中小企業者等を支援することとしており、次のいずれかの条件を満たすことが補助条件となります。

- ・ 「福岡県脱炭素経営 はじめの一步。応援プログラム(福岡県中小企業脱炭素経営推進事業)」において、「温室効果ガス排出量の削減目標を設定済み」  
※「福岡県 脱炭素経営 はじめの一步。応援プログラム」については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/datsutansokeikaku.html>

1

- ・ SBT 認定(中小企業版を含む)を取得済み

※SBT 認定

国連グローバルコンパクト(UNGC)や世界自然保護基金(WWF)などが共同運営する国際認証制度。企業がパリ協定(世界の平均気温の上昇を1.5度に抑制)に整合した温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、SBT 事務局に認められれば、国際認証(SBT 認定)を受けることができる。

⑨ 「エコ事業所」に登録されていること

本補助金の交付申請日において、「エコ事業所」への登録が完了していることが必要です。

「エコ事業所」とは、福岡県内に所在する事業所(事務所、工場、店舗、学校、病院など)のうち、電気やガソリンの使用量削減等の環境に優しい活動に取り組むことを宣言する事業所を指します。

※「エコ事業所」については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4125.html>

## II-3 補助対象事業等

### II-3-1 補助率等

本補助金における「補助対象設備」「補助率等」「補助上限」は、以下のとおりです。

補助対象事業	補助対象設備	補助率等	補助上限
1.再生可能エネルギー設備	(1)屋根置き型太陽光発電設備 (10～50kW未満)	5万円/kW (補助対象経費が5万円/kWを下回る場合は、補助対象経費の額)	250万円
2.省エネルギー設備	(2)高効率空調機器 (3)高効率給湯機器 (4)コージェネレーションシステム	補助対象経費の3分の1以内 (補助対象となるのは同一年度に一設備のみ)	100万円
3.蓄電池	(5)蓄電池 (20kWh以上)	補助対象経費の3分の1以内 (補助対象経費の上限額は16.0万円/kWh)	533万円

- ・補助額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てる
- ・補助対象とする省エネルギー設備は、同一年度に一設備のみ

### II-3-2 補助対象経費

① 補助対象事業に要する経費は、補助対象設備に係る「設備費」及び「工事費」とします。

区分	内容
設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
工事費	事業の実施に不可欠な工事に要する経費

※以下は含みません。

- ・ 工事を必要としない設備の費用(設備費)
- ・ 事務局が補助対象経費の対象外と判断した機器、設備、構造物等
- ・ 補助金交付決定が行われる以前に係る経費（事前調査費等）
- ・ 建屋等の建築物、外構工事等、及び事業に関係のない工事費
- ・ 既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- ・ 基礎工事、運搬費(送料)、産業廃棄物処理費、搬出日、設計費
- ・ 工事現場までの交通費 等

② 補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額する必要があります。

補助事業完了時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した段階で、知事への報告が必要となり、その報告により補助金の返還が必要となった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還が必要となります。

※ 補助対象経費に「消費税及び地方消費税額が含まれない場合」は、これらの報告等が不要となります。

課税業者におかれましては、補助対象経費から「消費税及び地方消費税額」を除外して補助金交付申請を行うことをご検討ください。

## II-3-3 補助要件等

- ① 補助対象設備のうち「2.省エネルギー設備」「3.蓄電池」は、「1.再生可能エネルギー設備」と同時に導入される場合に限り補助対象となります。

申請可能な導入パターン

1.単独	2.単独	3.単独	1.+2.	1.+3.	2.+3.	1.+2.+3.
○	×	×	○	○	×	○

- ② すべての補助対象設備に適用される補助要件は、次のとおりです。  
(「1.再生可能エネルギー設備」「2.省エネルギー設備」及び「3.蓄電池」の共通要件)

	補助要件
すべての補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種法令等に遵守した設備であること。</li> <li>・ 商用化され、導入実績があるものであること。</li> <li>・ 中古設備でないこと。</li> <li>・ 設置に際して工事を伴う設備であること。</li> <li>・ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> <li>・ 風俗営業等に関連する施設、宗教的・政治的活動を目的とする施設、その他社会通念上不適切と認められる活動を行う施設への設備導入は、補助対象外。</li> </ul>

- ③ 再生可能エネルギー設備に適用される補助要件は、次のとおりです。

補助対象設備	補助要件
(1)屋根置き型 太陽光発電設備 (10～50kW)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電システムの発電出力(kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議(IEC)の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。)が10kW以上50kW未満であること。</li> <li>・ PPA(第三者所有モデル)方式や設備のリースでないこと。</li> <li>・ 増設は対象外とする。既存の太陽光発電設備を全て廃棄して新規導入する場合は補助対象とする。なお、廃棄に係る費用は対象外とする。</li> <li>・ 太陽光発電設備は、自己所有の土地に所在する自己所有の建物の屋根に設置すること。</li> <li>・ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を、同一敷地内に所在する補助事業者の事業所で使用(自家消費)すること。</li> <li>・ 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器を備えること。</li> <li>・ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</li> <li>・ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。</li> <li>・ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネ</li> </ul>

	<p>ルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFIT の認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の①～⑫をすべて遵守していることを確認すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</li> <li>② 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</li> <li>③ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</li> <li>④ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。</li> <li>⑤ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。</li> <li>⑥ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</li> <li>⑦ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</li> <li>⑧ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</li> <li>⑨ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</li> <li>⑩ 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。</li> <li>⑪ 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</li> <li>⑫ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</li> </ol>
--	--

④ 省エネルギー設備に適用される補助要件は、次のとおりです。

補助対象設備	補助要件
(2)高効率空調機器 (3)高効率給湯機器 (4)コージェネレーションシステム  (補助対象となるのは同一年度に一設備のみ)	<p><b>【高効率空調機器・高効率給湯機器】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(1)太陽光発電設備」を導入する敷地内に所在する補助事業者の事業所に、太陽光発電設備と同時導入すること。</li> <li>・ 導入する設備は、既存設備に代えて導入する設備であり、既存設備と同一の目的で使用し、使用用途が同じであること。</li> <li>・ 従来の空調機器・給湯機器に対して、30%以上の省CO2効果(※)が得られるものであること。※1</li> </ul> <p><b>【コージェネレーションシステム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(1)太陽光発電設備」を導入する敷地内に所在する補助事業者の事業所に、太陽光発電設備と同時導入すること。</li> <li>・ 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉</li> </ul>

	法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。
--	---

※1. 「30%以上の省 CO<sub>2</sub> 効果」とは、更新前後において、設備に応じたエネルギーを消費することによって発生する CO<sub>2</sub> 量を比較(設備の効率向上及び燃料転換による CO<sub>2</sub> 発生量差を加味)し、発生する CO<sub>2</sub> 発生量が 70%以下になることをいう。ただし、電力会社変更による CO<sub>2</sub> 削減効果(排出係数変更)を加味しないものとする。

⑤ 蓄電池に適用される補助要件は、次のとおりです。

補助対象設備	補助要件
(5)蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(1)太陽光発電設備」を導入する敷地内に所在する補助事業者の事業所に、太陽光発電設備と同時導入すること。</li> <li>・ 蓄電池容量(単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。)が20kWh以上であること。</li> <li>・ 原則として「(1)太陽光発電設備」によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</li> <li>・ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</li> <li>・ 補助対象経費が11.9万円/kWh 以下(工事費込み、消費税及び地方消費税額を除く。)の蓄電システムとなるよう努めること。※2</li> <li>・ 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</li> </ul>

※2. 「オ 補助対象経費が 11.9 万円/kWh 以下(工事費込み、消費税及び地方消費税額を除く。)の蓄電システムとなるよう努める」とは、次の①又は②を実施すること。

- ① 同一の型式の蓄電システムについて2者以上から見積りを取得すること
  - ② 販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと
- なお、努力目標価格(11.9万円/kWh)を超えてしまう場合は、①2者以上から徴した見積書、②販売事業者により上記価格の条件を満たす蓄電池の調達不可の旨が記載された書面(任意様式)のいずれかを提出してください。

### Ⅲ 交付申請書類

#### Ⅲ-1 提出書類 ※記載例は参考1(19～34ページ)を参照のこと

- ① 交付申請に必要な書類は、次のとおりです。  
「正本1部」を事務局に提出してください。

文書番号/No	書類の名称	備考
様式第1号	・交付申請書	
様式第1号の2	・申請者調書	・事業内容欄は、会社のパンフレット又はホームページの写しを添付することにより記載省略可
様式第1号の3	・役員等名簿	
様式第1号の4	・事業計画書	
様式第1号の5	・前年度の燃料使用量	
様式第1号の6	(高効率空調機器、高効率給湯機器のみ) ・省エネルギー設備の省CO <sub>2</sub> 効果	
様式第1号の7	・収支予算書	
様式第1号の8	・暴力団排除に係る誓約書	
添付資料1	(法人の場合) ・法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し	・法務局が、3か月以内に発行したもの
添付資料2	(法人の場合) ・直近一年分の決算書(貸借対照表、損益計算書) (個人事業主の場合) ・直近一年分の青色申告決算書の写し	
添付資料3	・一般用納税証明書(県税に未納がないことの証明)の写し	・福岡県の県税事務所が、3か月以内に発行したもの
添付資料4	次のいずれかの書類 ・福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラム(福岡県中小企業脱炭素経営推進事業)において設定した「温室効果ガス排出量の削減目標」が分かる書類 ・「SBT 認定(中小企業版を含む)」を取得済みであることが分かる書類	
添付資料5	・補助事業で導入予定の設備仕様が分かる書類(カタログ等)	・導入予定の設備の製品カタログ、又はメーカー発行の仕様書を添付すること
添付資料6	・補助事業を行う事業所における年間の電力使用量が証明できる書類	・電気料金の請求書等(新築の場合は不要)
添付資料7	・補助事業で導入する太陽光発電設備で発電する電気の50%以上を、同一敷地内に所在する交付申請者の事業所で使用(自家消費)することを証明できる書類	・算定方法の詳細や内訳が分かる書類を添付すること(工事業者の策定したデータ等)
添付資料8	・補助事業で導入する太陽光発電設備の設置場所の土地及び建物の登記事項証明書の写し	・法務局が、3か月以内に発行したもの
添付資料9	・エコ事業所登録証の写し	・交付申請段階で有効なもの
添付資料10	・補助対象設備を設置予定の建物の全景写真 ・補助対象設備の設置予定場所の写真	・建物の全景が確認できる写真 ・設備の設置予定場所が確認できる写真(太陽光発電設備設置予定の屋根、設備機器の設置予定場所が分かるもの)
添付資料11	(高効率空調機器、高効率給湯機器のみ) ・既存設備の全景写真(知事が必要と認める書類) ・既存設備の銘板の写真(知事が必要と認める書類)	・既存設備の設置状況が確認できる写真 ・既存設備の銘板が確認できる写真
添付資料12	・補助事業の経費の積算根拠が確認できる書類	・工事業者の見積書等
添付資料13	蓄電池の補助対象経費 11.9 万円/kWh 超の場合、次のいずれかの書類 ・2者以上から徴した見積書 ・工事業者が発行した「価格条件(11.9 万円/kWh 以下)を満たす蓄電池の調達が可能である」旨が記載された書面(任意様式)	
添付資料14	・交付申請チェックシート	・書類作成後、自己チェックを行い提出のこと

※提出書類の様式は、下記の「申請ホームページ」からダウンロードしてください。

令和7年度補正予算福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金(福岡県温暖化防止活動推進センター)

URL:<https://www.ecofukuoka.jp/center/8188.html>

- ② 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
- ③ 必ずファイリングの上、提出してください。
  - ・フラットファイルやパイプ式ファイルなどに申請に必要な提出書類(本手引きP13)の順に綴じ、添付資料1～14の書類には「付箋」や「仕切り」を入れて、ご提出下さい。
  - ・ファイルの表紙・背表紙には必ず「令和7年度補正予算福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金 交付申請書」の文言と「事業者名」を記載してください(シール可)。
- ④ 申請者は、必ず、ご自身で「申請書の副本(控え)」を作成・保管し、事務局からの問い合わせ等に対応出来るようにしてください。
- ⑤ 申請書の提出は、窓口へ持参するか、宅配便又は郵送(書留、レターパック等)など発送・到着の記録が確認できる方法で送付してください。
- ⑥ 提出された交付申請書類に不足や記載内容の不備等がある場合、事務局から申請者に不備・不足等の内容について連絡を行います。申請者は、連絡内容を確認し、事務局の指示に従って、すみやかに不備・不足等を解消してください。不備・不足等が解消されない場合、審査の対象外とすることがあります。
- ⑦ 提出された申請書類等は、原則として返却しません。

〒813-0004

福岡県福岡市東区松香台1丁目10番1号

福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金 審査事務局  
(福岡県地球温暖化防止活動推進センター)

「令和7年度補正予算福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金」  
交付申請書在中

### < 書類提出先 >

#### Ⅲ-2 交付申請の取り下げ

申請者は、交付申請書類提出後、交付決定前に申請を取り下げの場合、補助金交付申請取下申請書(様式第2号)を事務局に提出してください。

※申請を取り下げの場合には、まずは、事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

#### Ⅲ-3 交付決定

提出された交付申請書類により、申請者及び事業の内容が、交付要綱に掲げる要件を満たしていること、事業計画が適切であること等について審査し、適当と認めるときは、当該申請に対する交付決定を申請者に通知します。

なお、交付決定前に事業に着手(対象設備の購入契約又は設置工事に係る契約の締結)した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

#### Ⅲ-4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和9年2月10日までの期間となります。

交付決定の通知を受けた補助事業者は、以後、対象設備の購入契約又は設置工事に関する契約を締結する等の事業を開始することができます。

すみやかに事業計画に従って事業に着手してください。

## IV 事業計画の変更

### IV-1 事業計画の変更手続き

交付決定の通知後、補助事業の内容又は経費を変更しようとするときは、事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて提出し、承認を得なければなりません。ただし、次の場合は除きます。

- ア 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更を行う場合。
- イ 補助対象設備の経費区分ごとに配分された補助対象経費の20%以内の流用増減（流用増減後の補助対象設備ごとの補助金の額が、交付の決定を受けた補助金の額を超えない場合に限る。）。
- ウ その他、知事が必要と認めるとき。

### IV-2 提出書類 ※記載例は参考2(35～36ページ)を参照のこと

① 事業計画の変更承認申請に必要な書類は、次のとおりです。

「正本1部」を事務局に提出してください。なお、副本（控え）はご自身で保管してください。

文書番号/No	書類の名称	備考
様式第5号	・事業計画変更(中止・廃止)承認申請書	
様式第1号の4	・事業計画書	・変更前・変更後それぞれの書類を提出
様式第1号の6	(高効率空調機器、高効率給湯機器のみ) ・省エネルギー設備の省CO <sub>2</sub> 効果	・変更前・変更後それぞれの書類を提出
様式第1号の7	・収支予算書	・変更前・変更後それぞれの書類を提出
添付資料1	・補助事業で導入予定の設備仕様が分かる書類(カタログ等)	・変更後の書類を提出 ・導入予定の設備の製品カタログ、又はメーカー発行の仕様書を添付すること
添付資料2	・補助事業で導入する太陽光発電設備で発電する電気の50%以上を、同一敷地内に所在する交付申請者の事業所で使用(自家消費)することを証明できる書類	・変更後の書類を提出 ・算定方法の詳細や内訳が分かる書類を添付すること(工事業者の策定したデータ等)
添付資料3	・補助事業で導入する太陽光発電設備の設置場所の土地及び建物の登記事項証明書の写し	・変更後の書類を提出 ・法務局が、3か月以内に発行したもの
添付資料4	・補助対象設備を設置予定の建物の全景写真 ・補助対象設備の設置予定場所の写真	・変更後の写真を提出 ・建物の全景が確認できる写真 ・設備の設置予定場所が確認できる写真(太陽光発電設備設置予定の屋根、設備機器の設置予定場所が分かるもの)
添付資料5	(高効率空調機器、高効率給湯機器のみ) ・既存設備の全景写真(知事が必要と認める書類) ・既存設備の銘板の写真(知事が必要と認める書類)	・既存設備の設置状況が確認できる写真 ・既存設備の銘板が確認できる写真
添付資料6	・補助事業の経費の積算根拠が確認できる書類	・変更後の書類を提出
添付資料7	蓄電池の補助対象経費11.9万円/kWh超の場合、次のいずれかの書類 ・2者以上から徴した見積書 ・工事業者が発行した「価格条件(11.9万円/kWh以下)を満たす蓄電池の調達が可能である」旨が記載された書面(任意様式)	
添付資料8	・交付申請チェックシート(事業計画変更等承認申請書)	・書類作成後、自己チェックを行い提出のこと

※提出書類の様式は、下記の「申請ホームページ」からダウンロードしてください。

令和7年度補正予算福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金(福岡県温暖化防止活動推進センター)

URL:<https://www.ecofukuoka.jp/center/8188.html>

② その他、提出書類の作成・提出方法等は、交付申請書類に準ずること。

## V 事業計画の中止・廃止

### V-1 事業計画の中止又は廃止手続き

交付決定の通知後、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて提出し、承認を得なければなりません。

なお、「事業計画の中止」とは補助事業の見直し等により補助事業を一時的に中断すること、「事業計画の廃止」とは補助事業自体を完全に取りやめることを言います。

### V-2 提出書類 ※記載例は参考2(35ページ)を参照のこと

① 事業計画の中止・廃止承認申請に必要な書類は、次のとおりです。

「正本1部」を事務局に提出してください。なお、副本（控え）はご自身で保管してください。

文書番号/No	書類の名称	備考
様式第5号	・事業計画変更(中止・廃止)承認申請書	

※提出書類の様式は、下記の「申請ホームページ」からダウンロードしてください。

令和7年度補正予算福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金(福岡県温暖化防止活動推進センター)

URL:<https://www.ecofukuoka.jp/center/8188.html>

② その他、提出書類の作成・提出方法等は、交付申請書類に準ずること。

## VI 実績報告等

### VI-1 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了（工事が完了し、かつ施工業者等への支払いが完了）したときは、次の期日までに、実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて提出しなければなりません。

#### 提出期限

補助事業完了後 30 日以内又は令和9年2月19日（金曜日）までのいずれか早い日

### VI-2 提出書類 ※記載例は参考3(37～45ページ)を参照のこと

① 報告に必要な書類は、次のとおりです。

「正本1部」を事務局に提出してください。

文書番号/No	書類の名称	備考
様式第8号	・実績報告書	
様式第8号の2	・事業報告書	
様式第8号の3	・収支決算書	
様式第12号	・取得財産等管理台帳	
添付資料1	・補助対象設備の設置後の写真 ・補助対象設備の銘板の写真	・補助対象設備の設置状況が確認できる写真 ・補助対象設備の銘板が確認できる写真
添付資料2	(20kW以上の太陽光発電設備のみ) ・発電設備を囲う柵塀の写真 ・掲示した標識の写真	・太陽光発電設備を囲った柵塀が設置されたことが分かる写真 ・太陽光発電設備の標識の写真 ※標識には、『交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号』『保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号』『運転開始年月日』『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金により設置した』旨が記載されていることが必要です。
添付資料3	(補助対象経費に消費税相当額を含めて算定している場合で、消費税等仕入控除税額が明らかとなっている場合) ・補助金に係る消費税等仕入控除税額の根拠資料	・消費税確定申告書、免税事業者であることを確認できる書類等を提出 ※実績報告時点で消費税等仕入控除税額が不明な場合、当該控除税額が確定した段階で報告が必要となります。
添付資料4	支出証拠書類の写し	領収書、振込書等
添付資料5	交付申請チェックシート（実績報告）	書類作成後、自己チェックを行い提出のこと

※提出書類の様式は、下記の「申請ホームページ」からダウンロードしてください。

令和7年度補正予算福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金(福岡県温暖化防止活動推進センター)

URL:<https://www.ecofukuoka.jp/center/8188.html>

② その他、提出書類の作成・提出方法等は、交付申請書類に準ずること。

### VI-3 補助金の額の確定

提出された実績報告書により、書面にて事業の実績に係る審査を行います。また、必要に応じて現地調査等を実施する場合があります。

審査の結果、補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合、県は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

### VI-4 補助金の請求

補助事業者は、県から補助金交付額確定通知を受けたときは、別途指定する期日までに、精算払請求書（様式第9号の2）を県（環境部脱炭素推進課）に提出してください。県は、補助事業者からの請求に基づいて、補助金を支払います。

### VI-5 補助事業の経理

申請者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類（契約書、領収書等）を整備してください。収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

### VI-6 設備導入効果の情報発信及び県事業への協力等

補助事業者は、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して2年間、経過報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、毎年6月末日までに県に提出して下さい。

- ①累計発電電力量が確認できるモニター表示機等の写真
- ②累計売電電力量が確認できる売電メーター又はモニター表示機等の写真  
（写真を添付できない場合、「購入電力量のお知らせ」の写しなど売電量が分かる書類）
- ③その他知事が必要と認める書類

### VI-7 財産の管理等

補助事業者は、本事業により取得した財産等を善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

本事業により取得した財産等を法定耐用年数の期間内に処分※しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。

※ 取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること

### VI-8 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還等

交付申請時に補助対象経費に消費税等仕入控除税額を含んで申請しており、実績報告時点で当該控除税額が不明な場合、当該控除税額が確定した段階で報告※が必要となります。

※ 消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第10号）に根拠書類を添付して報告が必要となります。

※ 補助対象経費に「消費税及び地方消費税額が含まれない場合」は、これらの報告等が不要となります。  
課税業者におかれましては、補助対象経費から「消費税及び地方消費税額」を除外して補助金交付申請を行うことをご検討ください。

# 参考 1. 交付申請書類の記載例

様式第 1 号(第 9 条第 1 項関係)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

法人の登記事項証明書もしくは  
青色申告書に記載のとおりに入記してください。

提出日を記入してください。

申請者の住所 福岡市博多区東公園 7-7  
 氏名(法人にあっては名称) 福岡環境株式会社  
 法人にあっては代表者の役職・氏名 取締役 福岡 花子

令和 年度 福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金交付申請書

このことについて、福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金交付要綱(以下、交付要綱という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けた場合は、福岡県が補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を公表することに同意します。

補助対象経費：  
各設備の導入に要する経費のうち補助対象となる経費  
※「事業計画書(様式第 1 号の 4)」及び「収支予算書(様式第 1 号の 7)」の内容を記載ください。

## 1 交付申請額等

	補助対象経費	補助金申請額
再生可能エネルギー設備	〇〇〇,〇〇〇円	□□□, □□□円
省エネルギー設備	×××, ×××円	◇◇◇, ◇◇◇円
蓄電池	△△△, △△△円	▽▽▽, ▽▽▽円

## 2 添付書類

- (1) 申請者調書(様式第 1 号の 2)
  - (2) 役員等名簿(様式第 1 号の 3)
  - (3) 事業計画書(様式第 1 号の 4)
  - (4) 補助事業を行う事業所における前年度の燃料使用量(様式第 1 号の 5)
  - (5) 高効率空調機器又は高効率給湯機器に関して補助金交付申請を行う場合は、省エネルギー設備の省CO<sub>2</sub>効果(様式第 1 号の 6)
  - (6) 収支予算書(様式第 1 号の 7)
  - (7) 暴力団排除に係る誓約書(様式第 1 号の 8)
  - (8) 法人の場合は、法人の登記事項証明書の写し(履歴事項全部証明書)、直近 1 年分の決算書(貸借対照表、損益計算書)
  - (9) 個人事業主の場合は、税務署の收受印のある直近 1 年分の青色申告決算書の写し
  - (10) 一般用納税証明書の写し(福岡県の県税事務所が、直近 3 か月以内に発行したものに限り)
  - (11) 第 5 条第 6 号の要件を満たすことを証明する、次のいずれかの書類
- ア 福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラム(福岡県中小企業脱炭素

補助金申請額：  
補助金の交付申請を予定している金額  
補助対象経費と補助率等から計算される金額  
※「事業計画書(様式第 1 号の 4)」及び「収支予算書(様式第 1 号の 7)」の内容を記載ください。

様式第1号の2 (第9条第1項関係)

申請者調書

法人の登記事項証明書もしくは  
青色申告書に記載のとおりに入力してください。

企業名	福岡環境株式会社		業種は政府統計の総合窓口の 日本標準産業分類(令和5年7月改定)を参照	
業種	大分類	L 学術研究、専門・技術サービス	中分類	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
代表者役職	取締役		代表者氏名	福岡 花子
本社住所	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7		設備の設置予定場所(事業所等)の名称・住所を記載してください。 福岡県内以外の事業所については補助対象外です。 また、「設置予定場所」が、「性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う施設」「宗教的活動又は政治的活動を行うことを設置目的とする施設」の場合は補助対象外です。	
補助申請対象設備の設置予定場所	名称	福岡環境株式会社 吉塚		
	住所	福岡市博多区吉塚本町13		
補助金担当者連絡先	役職	課長	氏名	福岡 団子
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 担当者勤務先が本社又は設置場所と同じ場合は当該欄の選択を■にし、記載を省略できます。 <input type="checkbox"/> 本社住所と同じ <input type="checkbox"/> 設置場所と同じ		
	電話番号	092-643-3356	FAX番号	092-643-3849
	メールアドレス	chikyu@pref.fukuoka.lg.jp		
設立年月日	令和元年4月1日		資本金	1000万円
従業員数	40名 (うちパート・アルバイト		10名)	
本補助金での消費税の適用の有無	下記の何れかを■に		消費税及び地方消費税相当額を含めて補助対象経費を算定する場合は下記の何れかを■に	
	<input checked="" type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含めないで算定 <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費*に含めて算定 ※確定申告後、消費税等仕入控除額に係る報告が必要となり、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返	<input type="checkbox"/> ①免税事業者 <input type="checkbox"/> ②簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> ③消費税法別表第3に掲げる法人 <input type="checkbox"/> ⑤2割特例事業者		
HP	補助対象経費に消費税相当額を含めて算定する場合は、確定申告後(補助金受給年度の翌々年度)に報告が必要となり、場合によっては補助金の全部又は一部の返還が必要となりますのでご注意ください。			
事業内容	"福岡における中小企業の脱炭素化推進"を企業理念に掲げ、省エネルギー診断を通じた企業の設備改修、運用改善の提案により、企業の環境経営の推進を目指しています。 また、土壌汚染・水質汚染・大気汚染の調査業務を行うお客様の要望に応じた調査を、実施しております。 他にも、講師として環境経営に関するセミナーの実施や、環境経営の推進を目的としたサービスの質の維持と向上に努めています。			事業内容については、会社のパンフレット等の事業概要が把握できる資料を添付する場合は、記載を省略できます。

※ 申請者調書には、補助金の交付申請者の概要をご記入ください。

様式第1号の3（第9条第1項関係）

役員等名簿

1 申請者

法人の登記事項証明書もしくは  
青色申告書に記載のとおりに入力してください。

(1) 個人である場合

氏名カナ (半角か、姓と名は 半角スペースで分ける)	氏名 (全角、姓と名は 全角スペースで分ける)	生年月日			性別 男性：M 女性：F
		元号 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	

(2) 法人である場合

名称カナ	名称
フクオカカンキョウ (カ)	福岡環境株式会社

2 役員（申請者が法人である場合）

役職名	氏名カナ (半角か、姓と名は 半角スペースで分ける)	氏名 (全角、姓と名は 全角スペースで分ける)	生年月日			性別 男性：M 女性：F	
			元号 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月		日
取締役	フクオカ ハナコ	福岡 花子	H	13	2	2	F

「生年月日」、「性別」についても、必ず記入してください。

- (注) 1 役員全員を記載してください。  
2 必要に応じて適宜、行を追加してください。

事業計画書

1. 事業概要 ※該当する選択を■にすること

氏名 (法人にあっては名称)		福岡環境株式会社	
導入予定設備 ※該当する選択を■にすること ※①の設置は必須 ※②～④は、いずれか1設備のみが対象		再生可能エネルギー設備 <input checked="" type="checkbox"/> ①屋根置き型太陽光 省エネルギー設備 <input type="checkbox"/> ②高効率空調機器 <input type="checkbox"/> ③高効率給湯機器 <input type="checkbox"/> ④コージェネレーションシステム 蓄電池 <input type="checkbox"/> ⑤蓄電池	導入予定設備を選択してください。 ①太陽光発電設備の設置は必須です。 ①と同時に導入する場合に限り、②③④の省エネ設備のうち1設備、又は⑤蓄電池、若しくは両方の設備が対象となります。 設備の設置予定場所（事業所等）は申請者調書（様式第1号の2）内容をしてください。
補助申請対象設備の設置予定場所（事業所）に関する情報		名称	福岡環境株式会社 吉塚営業所
		住所	福岡市博多区吉塚本町13-50
工事予定等	工事着工予定年月日	令和 年	工事着工予定は少なくとも申請月の概ね1ヶ月後としてください
	工事完了予定年月日	令和 年	工事の完了日又は支払いを完了した日のいずれか遅い日（事業完了日）は、最長でも令和9年2月10日です。
	支払完了予定年月日	令和 年	
温室効果ガス排出量の削減目標に関する取組状況 ※該当する選択を■にすること ※複数選択可能		<input checked="" type="checkbox"/> 「福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラム」において、温室効果ガス排出量の削減目標を設定済み ⇒ 本プログラムにおいて設定した「温室効果ガス排出量の削減目標が分かる書類」を添付すること <input type="checkbox"/> SBT認定（中小企業向けSBT認定を含む。）を取得済み。 ⇒ SBT認定を取得済みであることが分かる書類を添付すること	
温室効果ガス排出量の削減目標	基準年等	基準年月	令和 年 月
		温室効果ガス排出量	上欄の削減目標の内容を記載してください。添付資料4の内容と一致させてください。 t-CO <sub>2</sub> /年
	目標年等	目標年月	令和 年 月
		温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub> /年
補助金の交付予定 ※該当する選択を■にすること ※本事業以外の補助金の交付を受ける場合は、本事業の補助対象外となります		<input checked="" type="checkbox"/> 本事業以外に補助金の交付を受ける予定はない。 <input type="checkbox"/> 本事業以外に補助金の交付を受ける予定がある。 （補助金名称： ）	
Jクレジット制度への登録予定 ※該当する選択を■にすること ※法定耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録を行わないことは補助要件となります		<input checked="" type="checkbox"/> 登録予定なし <input type="checkbox"/> 登録予定あり（登録予定時期： ）	

## 2. 補助金申請額の計算

補助申請事業について、導入を予定している設備種別ごとに記載してください。  
収支予算書（様式第1号の7）と整合する記載となるようにしてください。

### (1) 再生可能エネルギー設備（①屋根置き型太陽光発電設備）

導入予定の太陽光発電システムの発電出力※1			kW
補助対象経費	工事費	円	
	設備費	円	
	合計	円	
補助金申請額※2			円

※1. 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。

補助対象となるのは10kW以上50kW未満の設備導入のみとする。

※2. 「太陽光発電システムの発電出力×5万円/kW」と「補助対象経費」のいずれか少ない方の金額。なお、金額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

### (2) 省エネルギー設備（②高効率空調機器、③高効率給湯機器、④コージェネレーションシステム）

補助対象経費	<input type="checkbox"/> 高効率給湯機器 <input type="checkbox"/> 高効率給湯機器 <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム <該当設備を■にすること>	工事費	円	
		設備費	円	
		合計	円	
補助金申請額※3			円	

※3. 補助対象とするのは同一年度に1設備のみとする。

※4. 「補助対象経費の合計額の1/3以内」の金額とし、上限額は100万円とする。なお、金額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

### (3) 蓄電池

導入予定の蓄電池の容量※5			kWh
補助対象経費※6	工事費	円	
	設備費	円	
	合計	円	
補助金申請額※7			円

※5. 補助対象となるのは20kWh以上の設備導入のみとする。

※6. 補助対象経費の上限額は「蓄電池の容量×16万円/kWh」とする。

また、補助対象経費が「蓄電池の容量×11.9万円/kWh以下」となるよう努めること。

※7. 「補助対象経費の1/3以内」の金額とし、上限額は533万円とする。なお、金額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

### (4) 合計額（再生可能エネルギー設備、省エネルギー蓄電池、蓄電池の合計）

補助対象経費の合計額	円
補助金申請額の合計額	円

合計額は、交付申請書（様式第1号）の金額と一致するようにしてください。

### 3. 導入予定設備の概要

#### (1) 再生可能エネルギー設備 (①屋根置き型太陽光発電設備)

太陽電池モジュール	メーカー	導入予定設備の仕様等を確認の上、記載してください。 添付資料5で内容が確認できるようにしてください。 収支予算書(様式第1号の7)に添付する見積書 記載の設備と一致することを確認してください。		
	型式			
	公証最大出力の 合計値			k W
	法定耐用年数			年
パワーコンディショナ	メーカー			
	型式			
	定格出力の 合計値		k W	
	法定耐用年数		年	
発電した電力量及び発電した 電力の使用量を明らかにする 機器	メーカー	発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかに する機器を設置しない場合は補助対象外となります。		
	型式			
	法定耐用年数			
年間発電量(見込み)		添付資料7で、年間発電量(見込み)が確 認できるようにしてください。 設備利用率の目安は12~14%程度です。	kWh/年	
固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定取得(予定)の有無 ※該当する選択を■にすること ※認定取得を行わないことが補助要件となります		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
売電予定の有無 ※該当する選択を■にすること		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
売電予定が有の場合、売電予定先				
年間発電量のうち、事業所内で自家消費する 電気容量(見込み)				
うち本事業で導入す て利用する電気容		「事業所内で自家消費する電気容量(見込み)」は、添付資料6の年 間電力使用量を下回る数値とし、添付資料7の数値と合致していることを 確認してください。		
うち本事業以外で導入する、ある いは導入済みの蓄電池に充電して利用 する電気容量(見込み)				kWh/年
事業所内における自家消費率 ※自家消費率が50%以上であることが補助要件となります				%

#### (添付が必要な書類)

- ① 導入予定設備のカタログ
- ② 設備を設置予定の建物の全景写真、および設備を設置予定の場所の写真
- ③ 本事業を行う事業所における年間の電力使用量が証明できる書類(電気料金の請求書等、新築の場合は不要)
- ④ 本事業で導入する太陽光発電設備で発電する電力の50%以上を、同一敷地内に所在する交付申請者の事業所で使用(自家消費)することを証明できる書類(算定方法の詳細や内訳が分かる書類)

(2) 省エネルギー設備 (②高効率空調機器、③高効率給湯機器、  
④コージェネレーションシステム)

②高効率空調機器 <input type="checkbox"/> ③高効率給湯機器 <input type="checkbox"/> ④コージェネレーションシステム <input type="checkbox"/>	メーカー	導入予定設備の仕様等を確認の上、記載してください。 添付資料5で内容が確認できるようにしてください。 収支予算書(様式第1号の7)に添付する見積書記載の設備と一致することを確認してください。 ②・③の場合は、様式第1号の6(省エネ設備の省CO <sub>2</sub> 効果)の内容とも一致することを確認してください。	
	型式		
	設備能力		
	動力源(燃料)		
	法定耐用年数		年
	省CO <sub>2</sub> 効果 ※コージェネレーションシステムは記載不要		%

②・③の場合は、「省CO<sub>2</sub>効果」に、様式第1号の6(省エネ設備の省CO<sub>2</sub>効果)の自動計算される「CO<sub>2</sub>削減効果」の数値を記載ください。「省CO<sub>2</sub>効果」が30%未満の場合は補助対象外となります。

(添付が必要な書類)

- ① 導入予定設備のカタログ
- ② 設備を設置予定の建物の全景写真、および設備を設置予定の場所の写真
- ③ 既存設備の全景写真、銘板の写真

(3) 蓄電池 (⑤蓄電池)

メーカー	導入予定設備の仕様等を確認の上、記載してください。 添付資料5で内容が確認できるようにしてください。 収支予算書(様式第1号の7)に添付する見積書記載の設備と一致することを確認してください。
型式	
蓄電容量(能力)	蓄電容量の目安は、太陽光発電設備の0.5~2倍程度です。
法定耐用年数	年
年間に充電する電気容量(見込み)	kWh/年
うち本事業で導入する太陽光発電設備で発電した電気容量(見込み) ※原則として、本事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであることが補助要件となります	kWh/年
平常時における充放電の有無(予定) ※非常用予備電源ではないことが補助要件となります	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
本事業を行う事業所が所在する市町村等が定める火災予防条例の安全基準を、蓄電システムが満足しているかの確認結果	<input type="checkbox"/> 安全基準を満足している <input type="checkbox"/> 安全基準を満足していない

(添付が必要な書類)

- ① 導入予定設備のカタログ
- ② 設備を設置予定の建物の全景写真、および設備を設置予定の場所の写真

様式第1号の5（第9条第1項）

黄色セル部分が記入箇所になります。

補助事業を行う事業所における前年度の燃料使用量

申請者名	福岡環境株式会社	事業計画書（様式第1号の4）と同じ内容を記載してください
登録導入場所 【申請所の名称及び住所】	福岡環境株式会社 古塚営業所 福岡市博多区古塚本町1-3-50	実際に購入した燃料についてのみ入力してください。 例：使用燃料が電力のみの場合 ● 電力のみ入力 使用燃料が電力とガソリンの場合 ● 電力とガソリンを入力
前年度（令和 7 年度）の燃料使用量		

年 月	購入した燃料（自動車燃料を除く） ※燃料はリストから選択してください		L	和/A	和/A
	都市ガス m <sup>3</sup>	LPG（体積ベース） m <sup>3</sup>			
令和7年 4月	14000	800	150	2000	
5月	13500	750	140	1800	
6月	15500				
7月	22000				
8月	21500	700	130	1600	
9月	19000	800	150	2000	
10月	15000	850	160	2200	
11月	16500	1000	200	2800	
12月	18500	1200	250	3500	
令和8年 1月	18000	1200	250	3500	
2月	17500	1150	240	3400	
3月	16000	1000	200	2800	
令和 年度 合計	207000	11050	2170	29600	0

電力は、事業を行う事業所における年間の電力使用量が証明できる書類（電気料金の請求書等）と同内容を入力してください。

黄色セルを入力してください。  
合計欄は、自動計算されます。

【記入方針】  
①電力：電力会社か  
②都市ガス：ガス会社か  
③LPG・灯油・重油等： 領収書などに記載されている数量（国入量）を月毎にご記入ください。  
電力の合計が、事業所内で自家消費する年間電気容量（様式第1号の4に記載）より多いことを確認してください。  
前年度に購入した燃料量は、省エネルギー—取組の省CO2効果（様式第1号の6）に記載された既存設備の燃料消費量よりも多いことを確認してください。

様式第1号の6（第9条第1項）

黄色セル部分が記入箇所になります。

黄色セルを入力してください。  
 その他は、自動計算されます。

省エネルギー設備の省CO2効果（高効率空調機器）

申請者名	福岡環境株式会社
------	----------

事業計画書（様式第1号の4）と同じ内容を記載してください

設備情報

設備導入場所 【事業所の名称及び住所】	福岡環境株式会社 吉塚営業所 福岡市博多区吉塚本町13-50	平均稼働時間の例 1日の稼働時間：8:00～18:00（10時間） 月間の営業日：20日 10時間×20日＝200時間/月
------------------------	-----------------------------------	--

空調機の使用状況	冷房として使用する月数	4	ヶ月
		6	月～9月
	冷房としての平均稼働時間（月間）	200	時間/月
	暖房として使用する月数	4	ヶ月
		11	月～2月
	暖房としての平均稼働時間（月間）	200	時間/月

既存設備の情報	メーカー	ダイキン		
	製造年又は設置年	2006	年	
	機種名	RYJ63K		
	動力（燃料）	電力		
	1時間あたりの燃料消費量	冷房時	2.42	kW
		暖房時	2.6	kW
1年間の燃料消費量（自動計算）	4016	kW		

現在、使用されている設備について記入してください。  
 添付11の写真で確認できる設備としてください。

燃料は、リストから選択してください。

※1年間の燃料消費量に分かる場合は、直接入力することも可能

今回導入する設備の情報	メーカー	ダイキン工業株式会社		
	製造年又は設置年	2323	年	
	機種名	VE STAR ZEAS (SSRC63C)		
	動力（燃料）	電力		
	1時間あたりの燃料消費量	冷房時	1.27	kW
		暖房時	1.34	kW
1年間の燃料消費量（自動計算）	2088	kW		

燃料は、リストから選択してください。

※1年間の燃料消費量に分かる場合は、直接入力することも可能

ご記入いただいた内容が、設備の使用方法が記載されている書類（カタログ等）と照合して確認できるようにしてください。

CO2効果

年間のCO2排出量（自動計算）	既存設備	1.803184	t-CO2/年
	今回導入する設備	0.937512	t-CO2/年

CO2削減量（自動計算）	0.865672	t-CO2/年
CO2削減効果（自動計算）	48.007968	パーセント

自動計算される「CO2削減効果」が30%未満の場合は補助対象外となります。

様式第1号の6（第9条）

黄色セル部分が記入箇所になります。

黄色セルを入力してください。  
 その他は、自動計算されます。

省エネルギー設備の省CO2効果（高効率給湯機器）

申請者名	福岡環境株式会社
------	----------

事業計画書（様式第1号の4）と同じ内容を記載してください

設備情報

設備導入場所 【事業所の名称及び住所】	福岡環境株式会社 吉塚営業所 福岡市博多区吉塚本町13-50
------------------------	-----------------------------------

平均稼働時間の例  
 1日の稼働時間：2時間  
 月間の営業日：20日  
 2時間×20日＝40時間/月

給湯機の使用状況	給湯する月数	7	ヶ月
		11 月 ~	5 月)
	給湯機の平均稼働時間（月間）	40	時間/月

現在、使用されている設備について記入してください。  
 添付11の写真で確認できる設備としてください。

既存設備の情報		リンナイ株式会社
	製造年又は設置年	2011 年
	機種名	RCXC-V5002MW
	動力（燃料）	都市ガス
	1時間あたりの燃料消費量	9.12 Nm3/h
	1年間の燃料消費量（自動計算）	2553.6 Nm3/h

燃料は、リストから選択してください。

※1年間の燃料消費量が分かる場合は、直接入力することも可能

今回導入する設備の情報	メーカー	三菱電機
	製造年又は設置年	2025 年
	機種名	QAHV-N560D
	動力（燃料）	電力
	1時間あたりの燃料消費量	11.5 kW
	1年間の燃料消費量（自動計算）	3220 kW

燃料は、リストから選択してください。

※1年間の燃料消費量が分かる場合は、直接入力することも可能

ご記入いただいた内容が、  
 設備の使用方法が記載されている書類（カタログ等）と  
 照合して確認できるようにしてください。

結果（省CO2効果）

年間のCO2排出量 （自動計算）	既存設備	5.23488	t-CO2/年
	今回導入する設備	1.44578	t-CO2/年

CO2削減量（自動計算）	3.7891	t-CO2/年
CO2削減効果（自動計算）	72.381793	

自動計算される「CO2削減効果」が  
 30%未満の場合は補助対象外となります。

収支予算書

【収入の部】

区分	収入源	備考
補助金	0	
自己資金		補助対象経費に消費税相当額を含めて算定する場合は、確定申告後（補助金受給年度の翌々年度）に報告が必要となり、場合によっては補助金の全部又は一部の返還が必要となりますのでご注意ください。
借入金		
その他		
合計	0	

【支出の部（消費税及び地方消費税額を除く）】

1. 補助対象経費の算定方法(何れかを■に)

- 消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含めないで算定
- 消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含めて算定

2. 詳細

区分	説明 ※1	補助対象経費 ※2	補助率等	補助金申請額 ※3
<b>&lt;再生可能エネルギー設備&gt;</b>				
工事費			補助上限額は5万円/kW	/
設備費			補助上限額は250万円	
小計		0		
<b>&lt;省エネルギー設備&gt;</b>				
工事費			補助率は、補助対象経費の1/3以内	/
設備費			補助上限額は100万円	
小計		0		
<b>&lt;蓄電池&gt;</b>				
工事費			補助率は、補助対象経費の1/3以内	/
設備費			補助対象経費の上限額は16.0万円/kWh 補助上限額は533	
小計				
合計		0		

「補助対象経費」「補助金申請額」は、「交付申請書（様式第1号）」「事業計画書（様式第1号の4）」と一致するようにしてください。

- (注) ※1. 説明欄には支出の内容を記載し、経費の積算根拠が確認できる書類(見積書等)を添付してください。  
 ※2. 「補助対象経費」には、補助事業に要する経費のうち、補助対象となる経費を記載してください。  
 ※3. 「補助金申請額」には、補助対象経費と補助率等から計算される金額を記載してください。  
 ※4. 適宜、行を追加してください。

暴力団排除に係る誓約書

令和 年 月 日

提出日を記入してください。

福岡県知事 殿

法人の登記事項証明書もしくは  
青色申告書に記載のとおりに入力してください。

申請者の住所 福岡市博多区東公園7-7  
氏名(法人にあっては名称) 福岡環境株式会社  
法人にあっては代表者の役職・氏名 取締役 福岡 花子

福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金の交付申請に当たり、申請者及び申請者の全役員は下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金の交付決定後にこの誓約の内容と事実が反することが判明し、交付決定の全部又は一部が取り消された場合には、福岡県に対し、当該補助金の全部又は一部を返還します。

なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 2 申請者は、法第2条第6号に規定する暴力団員が役員等になっている団体ではありません。
- 3 申請者は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等になっている団体ではありません。
- 4 申請者及び申請者の役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。
  - (1) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
  - (2) 暴力団員が実質的に運営している団体
  - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
  - (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- 5 申請者が実施する事業(事業の準備を含む。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。
- 6 上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。

## 添付資料 1

### (法人の場合)

- 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
  - ◇法務局が、3か月以内に発行したものを添付してください。
  - ◇法人の登記事項証明書の取得については、下記ホームページをご覧ください。  
登記事項証明書（会社・法人）を取得したい方（法務局）  
URL : [https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/shomeisho\\_000002.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/shomeisho_000002.html)

## 添付資料 2

### (法人の場合)

- 直近一年分の決算書
  - ◇直近一年分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）を添付してください。
  - ◇直近の決算状況において、債務超過の状態にないか確認ください。  
※債務超過の場合は本補助金の対象外となります。

### (個人事業主の場合)

- 青色申告決算書の写し
  - ◇直近一年分の決算状況が確認できる青色申告決算書の写しを添付してください。
  - ◇直近の決算状況において、債務超過の状態にないか確認ください。  
※債務超過の場合は本補助金の対象外となります。

## 添付資料 3

- 一般用納税証明書の写し
  - ◇福岡県の県税事務所が、直近3か月以内に発行したものを添付してください。  
県税の納税証明については、下記福岡県ホームページをご覧ください。  
URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nouzeisyouseisyo.html>
  - ◇県税その他の租税を滞納していないか確認ください。  
※滞納がある場合は本補助金の対象外となります。

#### 添付資料 4

(次のいずれかの書類)

- 「福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラム（福岡県中小企業脱炭素経営推進事業）」において、委託先である e-dash 株式会社から送付されたフィードバックシート中の「削減目標について」のページの写しを添付してください。
- SBT 認定（中小企業版を含む）を取得済みであることが分かる書類
  - ◇SBTi ウェブサイトに掲載されている自社の情報画面を出力し添付してください。

#### 添付資料 5

- 補助事業で導入予定の設備仕様が分かる書類（カタログ等）
  - ◇設備の仕様が記載されていることを確認してください。
  - ◇書類に記載されている設備が、事業計画書や見積書に記載されている設備と一致していることを確認してください。

#### 添付資料 6

- 事業所の年間電力使用量
  - ◇一年分の電気料金請求書の写し等、事業所の一年分の電力使用量が確認できる書類を提出してください。

#### 添付資料 7

- 太陽光発電設備による自家消費率の計算書
  - ◇補助事業で導入する太陽光発電設備で発電する電気の自家消費率について、算定方法、結果、内訳が分かる資料を提出してください（工事業者の策定したデータ等）。
  - ◇発電する電気の 50 パーセント以上を自家消費することが補助の要件です。

#### 添付資料 8

- 土地・建物の登記事項証明書
  - ◇補助事業で導入する太陽光発電設備の設置場所の土地及び建物の登記事項証明書の写し（法務局が、3 か月以内に発行したもの）を提出してください。
  - ◇申請者が設置場所の土地及び建物の所有者であることが必要です。

## 添付資料 9

### ○エコ事業所登録証の写し

- ◇交付申請段階で有効な「エコ事業所 登録証」の写しを提出してください。
- ◇交付申請段階で「エコ事業所」として登録されていない場合は、本補助金の交付申請はできませんので、ご注意ください。

## 添付資料 10

### ○設備を設置予定の建物の全景写真

- ◇設備設置予定の事業所建物の全景が確認できる写真を提出してください。

### ○設備を設置予定の場所の写真

- ◇設備設置予定の場所が確認できる写真を提出してください。
  - ・太陽光発電設備：設置予定の建物の屋根部分等
  - ・省エネ設備・蓄電池：機器の設置予定のスペース

## 添付資料 11

(高効率空調機器又は高効率給湯機器を設置予定の場合のみ)

### ○既存設備の全景写真

- ◇既存設備の設置状況について全体が確認できる写真を提出してください。
- ◇高効率空調機器の室内機、室外機等は、それぞれの写真を提出してください。

### ○既存設備の銘板の写真

- ◇既存設備の銘板の記載事項が確認できる写真を提出してください。

## 資料 12

### ○補助事業の経費の積算根拠が確認できる書類（見積書等）

- ◇補助事業の経費の積算根拠が確認できる見積書等を添付してください。
- ◇以下の注意事項等に留意してください。

#### ➤見積書確認時の注意事項

- 見積有効期限は契約日まで有効な日付であるか
- 見積依頼先が選定した機器のメーカー、型番、セット(組み合わせ)型番が明記されているか
- 補助対象とする機器に将来用設備、予備機等含まれていないか
- 依頼に対し、必要な設備、材料、工数等が正確に計上されているか
- 見積金額が妥当であるか
- 使用条件、設置環境条件、技術的条件等から、選定された機器の仕様が妥当であるか
- 納期、支払い条件等契約上必要な要件が明確にされているか
- 出精値引き、値引きの記載はないか
- 補助対象の設備費・工事費、補助対象外の設備費・工事費の4区分に分かれているか
- 省エネルギー設備を導入する場合、既存設備の「撤去費」・「産業廃棄物処分費」の記載があるか  
※既存設備に替えて新たな設備を導入することが要件のため。

### 添付資料 13

(蓄電池を設置予定で、その補助対象経費が 11.9 万円/kWh を超える場合のみ)

○蓄電池の補助対象経費に関する書類

◇蓄電池の導入に係る補助対象経費が 11.9 万円/kWh を超える場合には、以下①、②の書類のいずれかを提出してください。

① 2 者以上から徴した見積書

② 工事業者が発行した「価格条件(11.9 万円/kWh 以下)を満たす蓄電池の調達が可能である」旨が記載された書面 (任意様式)

### 添付資料 14

○交付申請チェックシート (交付申請書類)

◇本チェックシート以外のすべての申請書類を準備し、チェックシート記載項目に従い自己チェックを行って不備等がないことを確認後、申請者名称・チェック実施日を記載し提出してください。

## 参考2. 事業計画変更（中止・廃止）承認申請書の記載例

様式第5号(第12条第1項関係)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

提出日を記入してください。

法人の登記事項証明書もしくは  
青色申告書に記載のとおりに入力してください。

申請者の住所 福岡市博多区東公園7-7  
氏名（法人にあっては名称） 福岡環境株式会社  
法人にあっては代表者の役職・氏名 取締役 福岡 花子

交付決定通知書記載の日付・  
文書番号等を記載ください。

令和 年度 福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金  
事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号（整理番号）で補助金の交付決定の通知  
があった令和 年度福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金について、次のとお  
り事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業  
補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

### 1 変更（・中止・廃止）の理由

変更（中止・廃止）に至った理由、事情等を具体的に記載してください。  
例：半導体不足の影響により、当初予定していた機器の納期が大幅に遅れ、工事完了  
予定日が令和9年2月10日以降となるため。

### 2 変更の内容（※中止・廃止の場合は不要）

事業計画の変更内容を具体的に記載してください。  
例：当初導入を予定していた設備から、期間内に納入が可能である〇〇（メーカー）の  
△△（機種名・型式）に変更する。

### 3 中止・廃止年月日（※変更の場合は不要）

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更後の内容が分かる書類を添付すること。

様式第 1 号の 4

○22～25 ページ（事業計画書の記載例）を参照のこと。

様式第 1 号の 6

○27～28 ページ（省エネルギー設備の省CO<sub>2</sub>効果の記載例）を参照のこと。

様式第 1 号の 7

○29 ページ（収支予算書の記載例）を参照のこと。

添付資料 1

○32 ページ（添付書類 5）を参照のこと。

添付資料 2

○32 ページ（添付書類 7）を参照のこと。

添付資料 3

○32 ページ（添付書類 8）を参照のこと。

添付資料 4

○33 ページ（添付書類 10）を参照のこと。

添付資料 5

○33 ページ（添付書類 11）を参照のこと。

添付資料 6

○33 ページ（添付書類 12）を参照のこと。

添付資料 7

○34 ページ（添付書類 13）を参照のこと。

添付資料 8

○交付申請チェックシート（事業計画変更等承認申請書）

◇本チェックシート以外のすべての申請書類を準備し、チェックシート記載項目に従い自己チェックを行って不備等がないことを確認後、申請者名称・チェック実施日を記載し提出してください。

## 参考3. 実績報告書の記載例

様式第8号(第15条第1項関係)

令和 年 月 日

提出日を記入してください。

福岡県知事 殿

法人の登記事項証明書もしくは  
青色申告書に記載のとおりに入力してください。

申請者の住所 福岡市博多区東公園7-7

氏名(法人にあつては名称) 福岡環境株式会社

法人にあつては代表者の役職・氏名 取締役 福岡 花子

交付決定通知書の日付、文書番号  
(整理番号)を記載してください。

令和 年度 福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号(整理番号)で補助金の交付決定の通知があつた令和 年度福岡県中小企業脱炭素化緊急支援補助金について、福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金交付要綱(以下、交付要綱という。)第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業報告書(様式第8号の2)
- 2 収支決算書(様式第8号の3)
- 3 支出証拠書類の写し
- 4 取得財産等管理台帳(様式第12号)
- 5 その他知事が必要と認める書類

事業報告書

1. 事業概要 ※該当する選択を■にすること

交付申請（変更した場合は変更申請）時の記載内容から変更されていないか、確認して入力してください。

氏名 (法人にあつては名称)	福岡環境株式会社	
導入設備 ※該当する選択を■にすること ※①の設置は必須 ※②～③は、いずれか1設備のみが対象	再生可能エネルギー設備 ■ ①太陽光発電設備 省エネルギー設備 ■ ②高効率空調機 □ ③高効率給湯機 □ ④コージェネレーションシステム 蓄電池 ■ ⑤蓄電池	
補助申請対象設備の 設置場所に関する情報	名 称	福岡環境株式会社 吉塚営業所
	住 所	福岡市博多区吉塚本町13-50
工事 期間	工事着工年月日	令和8年6月8日
	工事完了年月日	令和8年12月25日
	支払完了年月日	令和9年1月15日

交付決定通知書の日付、文書番号（整理番号）を記載してください。

工事の完了日又は支払いを完了した日のいずれか遅い日（事業完了日）は、最長でも令和9年2月10日です。

2. 補助金の交付決定額

交付決定通知書の日付等：令和 年 月 日付け 第 号（整理番号）

補助対象設備		交付決定額	
		補助対象経費	補助金の額
再生可能エネルギー設備	屋根置き型太陽光発電設備	円	円
省エネルギー設備	高効率給湯機	円	円
	高効率給湯機	円	円
	コージェネレーションシステム	円	円
蓄電池		円	円
合計額		円	円

交付決定通知書（変更がある場合は変更承認書）の交付決定額を記載してください。

### 3. 補助事業に要した経費等

#### (1) 再生可能エネルギー設備 (①屋根置

導入した太陽光発電システムの発電出力※ <sup>1</sup>		交付申請（変更した場合は変更申請）時の記載内容から変更されていないか確認し、当該設備の設置に実際に要した費用等を記載してください。 また、「補助事業に要した経費」は、「収支決算書（様式第8号の3）」の内容と一致しているか確認してください。	
補助事業に要した経費 (消費税及び地方消費税額を除く)	工事費		
	設備費		円
	合計		円

※1. 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。  
 補助対象となるのは10kW以上50kW未満の設備導入のみとする。

#### (2) 省エネルギー設備 (②高効率空調機、③高効率給湯機、 ④コージェネレーションシステム)

導入した省エネルギー設備 ※ <sup>1</sup> 該当設備を■にすること	<input type="checkbox"/> 高効率給湯機 <input type="checkbox"/> 高効率給湯機 <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム	
補助事業に要した経費 (消費税及び地方消費税額を除く)	工事費	円
	設備費	円
	合計	円

※2. 補助対象とするのは同一年度に1設備のみとする。

#### (3) 蓄電池

導入した蓄電池の容量※ <sup>3</sup>	kWh	
補助事業に要した経費 (消費税及び地方消費税額を除く)	工事費	円
	設備費	円
	合計	円

※3. 補助対象となるのは20kWh以上の設備導入のみ。

#### 4. 導入設備概要

##### (1) 再生可能エネルギー設備 (①屋根置き型太陽光発電設備)

交付申請（変更した場合は変更申請）時の記載内容から変更されていないか確認し、実際に導入した設備について記載してください。導入した設備は、添付資料1の写真と一致していることを確認してください。

太陽電池モジュール	メーカー	
	型式	
	公証最大出力の合計値	kW
	法定耐用年数	年
パワーコンディショナ	メーカー	
	型式	
	定格出力の合計値	kW
	法定耐用年数	年
発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器	メーカー	
	型式	
年間発電容量（見込み）		kWh/年
年間発電容量のうち、事業所内で自家消費する電気容量		kWh/年
	うち本事業で導入する蓄電池に充電して利用する電気容量	kWh/年
	うち本事業以外で導入する、あるいは導入済みの蓄電池に充電して利用する電気容量	kWh/年
事業所内における自家消費率 ※自家消費率が50%以上であることが補助要件となります		%
固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定取得の有無 ※該当する選択を■にすること ※認定取得を行わないことが補助要件となります		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
売電の有無 ※該当する選択を■にすること		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
売電が有の場合、売電予定先		

(2) 省エネルギー設備 (②高効率空調機、③高効率給湯機、  
④コージェネレーションシステム)

②高効率空調機器 <input type="checkbox"/> ③高効率給湯機器 <input type="checkbox"/> ④コージェネレーションシステム <input type="checkbox"/>  ※該当設備を■にすること	メーカー	交付申請（変更した場合は変更申請）時の記載内容から変更されていないか確認し、実際に導入した設備について記載してください。導入した設備は、添付資料1の写真と一致していることを確認してください。	
	型式		
	設備能力		
	動力源 (燃料)		
	法定耐用年数		年
	省CO <sub>2</sub> 効果 ※コージェネレーションシステムは記載不要		%

(3) 蓄電池 (⑤蓄電池)

メーカー	
型式	
蓄電容量 (能力)	kWh
法定耐用年数	年
年間に充電する電気の容量 (見込み)	kWh/年
うち本事業で導入する太陽光発電設備で発電した電気容量 ※原則として、本事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであることが補助要件となります	kWh/年
平常時における充放電の有無 ※非常用予備電源ではないことが補助要件となります	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

収支決算書

【収入の部】

区分	収入源	備考
補助金	0	
自己資金		
借入金		
その他		
合計	0	

【支出の部(消費税及び地方消費税額を除く)】

補助対象経費に消費税相当額を含めて算定する場合は、確定申告後(補助金受給年度の翌々年度)に報告が必要となり、場合によっては補助金の全部又は一部の返還が必要となりますので留意ください。

- 補助対象経費の算定方法(何れかを■に)
  - 消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含めなくて算定
  - 消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含めて算定

2. 詳細

区分	補助事業の実績額		補助金の交付決定額※1		補助金の請求予定額等		
	説明(内訳)※2	補助対象経費の支出額①※3, ※4	補助対象経費(交付決定額)②※4	補助金の額(交付決定額)③※4	補助対象経費(確定額)④※5	補助率等⑤	補助金の確定額⑥※4, ※6
<b>&lt;再生可能エネルギー設備&gt;</b>							
工事費						補助上限額は5万円/kW	
設備費						補助上限額は250万円	
小計		0	0		0		
<b>&lt;省エネルギー設備&gt;</b>							
工事費						補助率は、補助対象経費の1/3以内	
設備費						補助上限額は100万円	
小計		0	0		0		
<b>&lt;蓄電池&gt;</b>							
工事費						補助率は、補助対象経費の1/3以内	
設備費						補助対象経費の上限額は16.0万円/kWh	
小計						補助上限額は533万円	
合計		0	0	0	0		0

「補助対象経費」「補助金申請額」は、「事業報告書(様式第8号の2)」と一致するようにしてください。

- (注) ※1 交付決定通知書(事業計画を変更した場合は、最新の事業計画変更承認通知書)に記載された補助対象経費、補助金の額を記載すること。  
 ※2 「説明(内訳)」欄には支出の内容を記載し、支出証拠書類(領収書、振込書等)の写しを添付すること。  
 ※3 「補助対象経費の実支出額①」を記載すること。  
 ※4 「補助対象経費の実支出額①」が、「補助対象経費(交付決定額)②」から20パーセントを超えて増減している場合、または「補助金の確定額⑥」が「補助金の額(交付決定額)③」から増える場合は、事業計画変更承認申請が必要となります。  
 ※5 ※4の場合を除き、「補助対象経費の実支出額①」が「補助対象経費(確定額)④」となります。  
 ※6 「補助対象経費(確定額)④」と「補助率等⑤」から計算した額を「補助金の確定額⑥」に記載すること。  
 ※7 適宜、行を追加してください。

令和 年度 福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金 取得財産等管理台帳

交付決定通知書(変更交付決定がある場合は、変更交付決定通知書)の日付け、文書番号及び整理番号を記載してください。

事業者名:

交付決定番号: 令和 年 月 日付け 第 号(整理番号)

番号	財産名	数量	単価(税抜)	金額(税抜)	取得年月日	保管場所	備考
1	吉塚営業所太陽光発電設備工事	40	160,000	6,400,000	12月24日	福岡環境株式会社吉塚営業所	
2	吉塚営業所空調工事	1	650,000	650,000	10月23日	福岡環境株式会社吉塚営業所	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

工事件名を記入

様式第8号の2の補助対象経費を記入

(注)  
 1. 黄色セルに必要事項を入力すること。(「金額(税抜)」欄は、「数量」と「単価(税抜)」欄に数値を入力すると、自動で計算結果が入力されるため、手動で入力不要。)  
 2. 入力行が不足する場合は、行を追加して記入すること。  
 3. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。  
 4. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

## 添付資料 1

- 補助対象設備の設置後の写真
  - ◇補助対象設備の設置後の状況について全体が確認できる写真を添付してください。
  - ◇高効率空調機器の室内機、室外機等は、それぞれの写真を添付してください。
- 補助対象設備の銘板の写真
  - ◇補助対象設備の銘板の記載事項が確認できる写真を添付してください。

## 添付資料 2（20 kW以上の太陽光発電設備を設置した場合のみ）

- 太陽光発電設備の柵塀の写真
  - ◇太陽光発電設備を囲っている「柵塀」を確認できる写真を添付してください。
- 太陽光発電設備の標識の写真
  - ◇「標識」に、『交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号』『保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号』『運転開始年月日』『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金により設置した』旨が記載されていることが確認できる写真を添付してください。

## 添付資料 3（補助対象経費に消費税相当額を含めて算定している場合のみ）

- 消費税等仕入控除税額の根拠書類
  - ◇補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなっている場合には、消費税確定申告書、免税事業者であることを確認できる書類などの消費税等仕入控除税額の取り扱いが明らかになっている書類を添付してください。
  - ◇補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定する場合には、確定後、速やかに「消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書」（様式第 10 号）により報告してください。

## 添付資料 4

- 支出証拠書類
    - ◇補助事業の経費の積算根拠となる領収書、振込書等を添付してください。
    - ◇以下の注意事項等に留意してください。
      - 機器のメーカー、型番、セット(組み合わせ)型番が明記されているか
      - 出精値引き、値引きの記載はないか
      - 福岡県内に事業所のある業者であるか
      - 補助対象の設備費・工事費、補助対象外の設備費・工事費の 4 区分に分かれているか
      - 補助事業名、工事件名の記載はあるか
      - 既存設備の「撤去費」・「産業廃棄物処分費」の記載があるか
- ※既存設備に替えて新たな設備を導入することが要件のため。

## 添付資料 5

### ○交付申請チェックシート（実績報告書類）

- ◇本チェックシート以外のすべての実績報告書類を準備し、チェックシート記載項目に従い自己チェックを行って不備等がないことを確認後、補助事業者名称・チェック実施日を記載し提出してください。

様式第9号の2(第17条第2項関係)

令和 年 月 日

提出日を記入すること。

福岡県知事 殿

商業登記簿謄本もしくは  
青色申告書に記載のとおり記入すること。

申請者の住所 福岡市博多区東公園7-7

氏名(法人にあっては名称) 福岡環境株式会社

法人にあっては代表者の役職・氏名 取締役 福岡 花子

交付決定通知書の日付、文書番号(整理番号)を記載する

令和 年度 福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金 精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号(整理番号)で補助金の交付決定の通知があった令和 年度福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金について、福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり精算払を請求します。

記

1 補助金の交付決定額(変更がある場合は変更承認後の交付決定額)

金 円 — 交付決定通知書(変更がある場合は変更承認後)の交付決定額を記載する

2 補助金の確定額

金 円 — 補助金交付額確定通知書の補助金の確定額を記載

3 請求額

金 円 — 上記の補助金の確定額を記載

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

〇〇銀行 △△支店 普通 □□□□□□□ 福岡環境株式会社 フカカンキョウ(カ)

福岡市博多区東公園7-7 — 口座振替先の情報(金融機関、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名、カナ、住所)を正確に記載してください。

5 担当者の氏名、連絡先等

(1) 担当者の所属部署・職名・氏名

総務課 課長 福岡 団子 — 本請求の御担当者の情報を記載してください

(2) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

電話: 092-643-3356 ・ Eメール: chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

お問い合わせ・相談・連絡窓口

○福岡県地球温暖化防止活動推進センター（本補助金審査事務局）

TEL : 092-674-2360 E-mail : fccca@keea.or.jp

○福岡県環境部脱炭素推進課 地域脱炭素推進係

TEL : 092-643-3356 E-mail : chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

※案件ごとの個別質問（導入機器に関する具体的な質問等）は認識の齟齬が生じないように、  
メールでご質問下さい。